

# 保険金・給付金をお支払いできない代表例

保険金などをお支払いできない場合の代表例は以下のとおりです。(18ページ以降にお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例を記載しています。)

なお、ご契約の保険種類、ご加入の時期によって、保険金などをお支払いする条件が異なりますので、お支払事由の詳細につきましては、制度内容を記載したパンフレット等をご覧ください。

## 1 支払事由に該当しない場合

⇒事例1、3~12、14

以下は、**支払事由に該当しない場合の代表例**です。

- 死亡保険金以外の保険金などで責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した不慮の事故を原因とする場合(※1)
- 高度障害保険金について、約款に定める高度障害状態に該当しない場合(20、21ページ参照)
- 入院が支払事由に該当しない場合
  - ・入院日数が、約款に定める所定の日数に満たない場合
  - ・入院日数が、約款に定める1回の入院に対する支払限度日数または通算の支払限度日数を超えた部分
  - ・入院先が約款に定める病院または診療所(※2)ではない場合
  - ・病気やけがの治療を目的としていない場合(人間ドック、健康診断目的の入院など)
- 約款に定める入院に該当しない場合
  - ・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識などに照らして判断いたします。
- 約款に定める手術に該当しない場合(24、29ページ参照)
- 災害保険金について、死亡の原因が約款に定める不慮の事故に該当しない場合(34ページ参照)
- 団体信用生命保険の3大疾病保険金について、約款に定める「悪性新生物(がん)」(※3)、急性心筋梗塞、脳卒中に該当しない場合、または約款に定める所定の状態に該当しない場合
  - ・子宮筋腫などの良性腫瘍の場合
  - ・狭心症の場合

(※1) 責任開始期から2年経過後に開始した入院などについてはお支払いする場合があります。

(※2) 病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)、およびこれらと同等と当社が認めた日本国外にある医療施設とします。

(※3) 上皮内がん(非浸潤がんを含みます。))および皮膚がんは、原則、お支払いの対象とはなりません。がんの種類によっては対象となる場合もありますので、当冊子表紙の第一生命照会先へお問い合わせください。なお、上皮内がんではない皮膚の悪性黒色腫はお支払対象となります。

## 2 免責事由に該当する場合

⇒事例13、15

支払事由に該当する場合であっても、**約款に定める免責事由**に該当する場合は保険金などをお支払いできません。

免責事由は、ご契約の内容や特約の種類によって異なります。

以下は、**免責事由に該当する場合の代表例**です。

### 《死亡保険金の免責事由》

責任開始期から1年以内の被保険者の自殺（※）

（※）精神障害などにより正常な判断能力がない状態で亡くなられた場合には、死亡保険金をお支払いできることがあります。

など

### 《災害保険金・入院給付金の免責事由》

ご契約者、被保険者または災害保険金受取人（災害保険金の場合）などの故意または重大な過失によって死亡、または入院をした場合

被保険者の精神障害を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって死亡、または入院をした場合

など

### 《長期療養サポート保険金の免責事由》

被保険者の妊娠・出産（異常妊娠・異常分娩も含む）によって自宅療養や入院による「就業不能状態」が60日間継続した場合

など

## 3 告知義務違反があった場合

⇒事例2

ご契約者（企業・団体等）または被保険者が、事実を告知されなかったり、事実と異なる告知がされていた場合は、ご契約の全部またはその被保険者に対する部分（増額の場合は増額された部分）が告知義務違反のため解除となり、保険金・給付金のお支払いができません。

なお、生命保険会社の職員が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めたときは、当社にご契約を解除することはできません。

## 4 詐欺行為や保険金・給付金の不法取得目的などがあった場合

以下に該当する場合は、ご契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除、取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」「保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる（※）」などの重大事由があった場合

契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入に際して詐欺行為や保険金などを不法に取得する目的があった場合

（※）契約日や更新日などが平成24年10月1日以降の契約が対象となります。